

検査員の目視による検査の場合

試料の抽出



- 米袋に穀刺を刺し入れ、玄米を抜き取り、米袋に空いた穴を専用のシールでふさぐ。
- 検査機関名の表示とあわせて、検査証明年月日、検査員氏名の入った日付印を押印する。

水分の測定



- トレーに玄米を取り、水分計で水分を計測する。3回の計測結果の平均値により判定する。

現場における農産物検査の様子(水稲うるち玄米の分析の例)

整粒、着色粒、被害粒などの確認



- 同じ試料を白い皿と黒い皿の双方に入れ、着色粒や異物等の混入がないかを目視で確認し、等級を判定する。
- 2等以下の場合は、その根拠となる着色粒、被害粒などの状況を記録する。

等級の証明



- 判定結果に応じた等級証印を米袋に押印する。



現場における農産物検査の様子(水稲うるち玄米の分析の例)

フレコンからの抽出検査

※フレコン:フレキシブルコンテナの略



- フレコンの場合は、抽出した玄米の未熟粒、被害粒、死米などの粒数の詳細を確認し、等級を判定することもある。

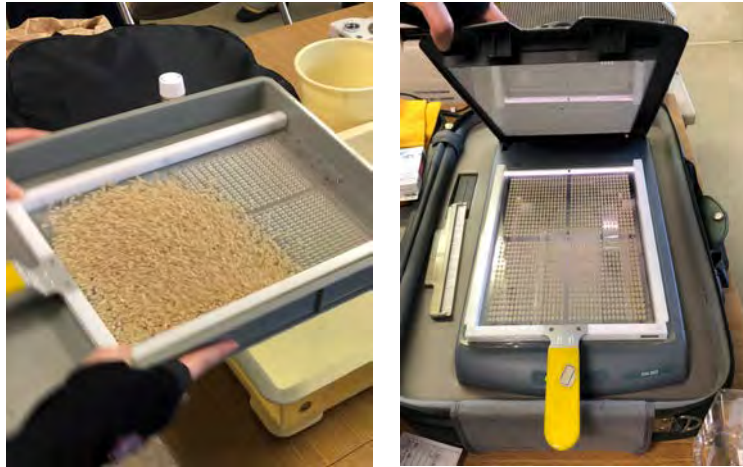


		フレコン数							
分 析 結 果	水分	16.0以下							
	形質等級	特上	特等	1	2	3	合格	等	
	整粒	90	80	70	60	45		(g)	
	未熟粒	青未熟	-						(g)
		乳白	(8%以上で2等)						(g)
		その他	-						(g)
	合計	5	10	15	20	30	25	(g)	
	被 害 粒	同割	農産物規格規程						(g)
			奇形						
		発芽 茶米 砕粒 その他	(醸造用玄米)		(うるち・もち玄米)		(飼料用玄米)		(g)
									(g)
									(g)
									(g)
	死米	3	5	7	10	20		(g)	
	着色粒	0	0	0.1	0.3	0.7		(g)	
異 種 穀 粒	もみ	0.1	0.2	0.3	0.5	1.0	3.0	(g)	
	麦			0.1	0.3	0.7	1.0	(g)	
	その他			0.3	0.5	1.0	1.0	(g)	
異物	0	0.1	0.2	0.4	0.6	1.0		(g)	
うるち粒(もち)			1.0	2.0	3.0			(g)	
決定等級	特上	特等	1等	2等	3等	合格			

JA越前たけふにおける独自の取組

穀粒判別機による測定

※現行の農産物検査では、穀粒判別機による判定を認めている項目が限定され、また、判定に使用できる機器が指定されており、それ以外の検査結果は農産物検査法に基づく検査結果の判定には利用できない。



- 専用のトレーに玄米を並べ、検査機にセットする。測定ボタンを押せば、分析後に測定結果がパソコン画面に表示される。3回の計測結果の平均値を採用する。
- 一粒ごとの測定結果を参照することも可能。(右下写真)
- 穀粒判別機による測定とは別に、農産物検査法に基づく検査を行い、等級を判定している。

判別結果

粒質区分	粒数	質量換算%
整粒	772 粒	70.1 %
未熟粒	189 粒	14.6 %
胴割粒	128 粒	11.4 %
被害粒	28 粒	2.0 %
着色粒	16 粒	1.2 %
死米	12 粒	0.8 %
全体	1145 粒	100.0 %



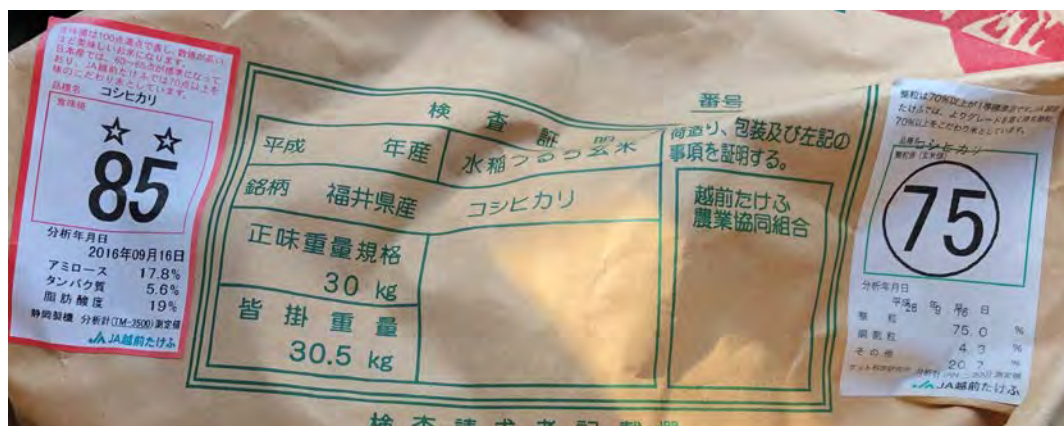
※写真の穀粒判別機はケツ社のRN-300。

JA越前たけふにおける独自の取組

食味値の測定



- 食味分析計にかけることで、水分、たんぱく質、アミロース、脂肪酸度を測定し、総合スコアとしての食味値を算出。算出された食味値が表示されたシールを米袋に貼る。(写真左の赤枠シール)
- 農産物検査法に基づく等級とは別に、穀粒判別機による整粒値(70以上)もシール表示している。(写真右のシール)
- 高い食味値の特別栽培米に対して買い取り価格を上乗せするインセンティブ制度を導入している。(食味値80以上及び85以上が対象)



※写真の食味分析計は静岡製機社のアグリチェック。

◆規制改革推進に関する答申（令和2年7月2日）（抜粋）

(6) 農産物検査規格の見直し

ア 農産物検査規格の総点検と見直し

【令和2年度検討開始、令和3年度上期結論、結論を得次第速やかに措置】

＜基本的考え方＞

農産物検査法（昭和26年法律第144号）は、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、農家経済の発展と農産物消費の合理化に寄与することを目的に、農産物検査制度を定めている。コメに関しては、農産物検査法に基づく農産物検査規格に検査方法及び品種・産地・産年・等級等の規格が規定されている。食糧管理制度のもと創設され、食糧管理法（昭和17年法律第40号）廃止の後も、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）に基づき計画流通米について国による検査を義務としていたが、流通や食の多様化を背景に検査機関は食糧庁より民間による登録検査機関制度に移行し、受検は任意とされ現在に至っている。

食糧管理法の下で定められた農産物検査規格により、生育不良、病害、砕けなど、玄米から精米にする際の歩留まりの目安のために「1等」、「2等」、「3等」といった等級で格付けが行われている。この等級は、消費者や外食・中食事業者の食味や食感などのニーズを踏まえたものではないため、それらの品質要求に応じたものでなく、コメの付加価値向上にはつながっていない。

日本社会の人口減少・高齢化を受けて、コメの消費は今後も減少することが予測される。日本の農業者の所得を向上し、日本の農地・農村を維持していくためにも、コメの海外輸出拡大は喫緊の課題である。

このような状況を踏まえると、消費者、外食・中食事業者の求める食味などのニーズに対応した付加価値の向上を通じて農業者の所得向上に貢献し、日本のコメを海外に向かってアピールするためには、消費者、外食・中食事業者をはじめとした民間のステークホルダーが主導する形で、付加価値の向上を図ることのできるような新しい規格を国際規格に準拠したJAS（日本農林規格）を活用して策定し、これを積極的に国際基準とすべく取り組んでいくことが求められている。

一方、現在の農産物検査制度については、令和元年11月に18年ぶりに鑑定方法を改定して、穀粒判別器の部分的な導入や乾燥調製貯蔵施設等から直接包装する際の試料採取の改善等が行われたものの、技術革新や消費者ニーズなどの社会環境変化に十分対応できていない。60キログラム当たり200円以上の検査費用を要しているという生産者が26.8%という調査結果があり、検査のための輸送に係る人件費なども含めるとコスト削減に向けた取組として全く十分ではない。以下の課題も踏まえて、農産物検査規格を見直す必要がある。

- ① 農産物「検査」という名称が原因となって、単に精米の歩留まりを示す等級が、あたかも食味などに関する格付けであるかのような誤解が存在するという意見がある。このような状況の下、1等米中心に生産が行われているが、1等米と2等米の価格差が1等米生産のコストに見合うのか疑問視する声もある。

- ② 検査に用いる試料のサンプリング方法についても、コメ袋 100 袋中 18 袋、乾燥調製貯蔵施設等から直接包装されるコメについて重量の 10,000 分の 1 といった生産者一律な抽出数方法となっており、一定期間問題がなければ抽出回数や抽出量を軽減するなど国際的に行われる手法を取り入れて合理的な柔軟化策を講じる余地がある。
 - ③ 「農産物検査に関する基本要領」の「国内産農産物の検査実施マニュアル」等における、整粒、形質、水分、被害粒、着色粒、異種穀粒及び異物の判定を、目視及びその他の人の主観に基づく鑑定に頼っており、画像認識技術の導入等により客観化・省力化すべきである。
 - ④ 試料抽出の対象とならないコメ袋にも一律に、正味重量だけの検査を行わず、コメ袋重量を含んだ皆掛重量について検査を行っている結果、30 k g コメ袋の場合 270 g 程度、1 t のフレコンの場合 7～9 k g 程度の追加封入(いわゆる「余マス」)を前提とした、不合理かつ無駄の多い検査制度となっている。
 - ⑤ 多収穫米や特定の料理に最適化された米等の特色ある様々な品種銘柄の開発・栽培が試行されている中、農業者は農産物検査規格における県ごとに指定された品種銘柄以外の品種銘柄を包装表示することはできない。たとえば、温暖な環境でも品質の劣化が少ない温暖地向け多収穫品種として「にこまる」があるが、温暖化が進む中、栽培したいとの農業者の要望も強い。しかし、品種登録されていない徳島県などの都道府県では、検査を受けたとしても品種の表示が認められない。また、県ごとの品種登録についても約 2 年間という長期の時間を要することから、農業者の負担が大きい。
 - ⑥ 麻・樹脂といったコメ袋の素材ごとに容量(量目)や、麻袋の網目数等の形状、袋口の折り曲げ方法等の包装方法までを過度に規定しており、農業者にとって専用コメ袋の購入費用が負担となっている。
- これらを踏まえて、以下の措置を行うべきである。

<実施事項>

農産物検査規格については、多様化する米の流通形態に対応し、それぞれの流通ルートや消費者ニーズに即したものに直すことで、農業者の所得向上につなげていく必要がある。このため、現在の農産物検査規格の在り方について以下の 4 つの観点から見直しを行う。

- ① 農業者の創意工夫がより発揮されるようにすること
- ② 農業者に多様な選択肢(自主検査含む)が提供されるようにすること
- ③ 農業者の所得向上に資するよう、現行の農産物検査規格については、より合理的で低負荷、低コストでの検査が行われるよう見直しが行われること
- ④ 農業者の所得向上に資する新たな規格が構築されること

具体的な見直しの進め方は以下の通り。

a 農産物検査規格および商慣習の総点検・適正化

農産物検査規格の合理化及び科学化、商慣習の適正化を図るため、以下を含む農産物検査規格と商慣習の総点検を行う。

(なお、農産物検査の受検はあくまで任意であり、登録検査機関の検査を受けることなく、機械的手法により自主的に農産物検査規格相当の適合性を判断して取引を行うことは可能である。)

総点検に基づき、現行の技術水準で対応可能な規格と商慣習の早期見直しについて結論を得るとともに、並行して穀粒判別器の普及と精度向上・開発を推進する。

- ① 1等、2等区分の等級区分と名称の見直し
- ② 検査方法、サンプリング方法の徹底した合理化による生産者、検査者双方の負荷軽減と検査コスト低減
- ③ 目視及びその他の人的(主観的)鑑定項目の客観化と穀粒判別器、水分計、計量機械、画像分析等の機器による現在の技術でも可能な機械的計測への早期の変更(その後も技術の進展成果は積極性に活用)
- ④ 皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直し
- ⑤ 都道府県ごとの「産地品種銘柄指定」の見直し、全国的な「品種銘柄」設定等手続の迅速化・簡素化など、銘柄設定等手続の見直し
- ⑥ 量目、荷造り及び包装規格の簡素化
- ⑦ 穀粒判別器等科学的検査の普及とさらなる精度向上に向けた技術開発の推進

b 新 JAS 規格の制定

コメの国際競争力の強化を通じた輸出市場の開拓、高付加価値化を通じた農業者所得の向上に貢献すべく、安全性、食味など消費者、ユーザーのニーズを取り込んだ JAS 規格を民間主導で制定する。農林水産省は規格制定を積極的に支援する。

c 検討会の構成と工程

上記で示した農産物検査規格と商慣行の総点検・適正化及び新 JAS 規格の制定について、農業者、流通事業者、外食・中食事業者などのユーザー、国際規格の有識者・実務家を中心とした検討会において実施し、概ね1年程度で結論を得る。検討に際しては、現場の農業者の要望を十分に踏まえ農業者がやりがいを感じる将来価値を高めるものとするとともに、最先端の国際規格の知見を活かし国際市場でのイニシアティブを取れるものとする。

イ 農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し

【令和2年度措置】

<基本的考え方>

生産者が自主的な検査を行い、自らの責任のもとに製品の品質保証を行うことが品質保証の基本的な在り方である。消費者に向けて、自らが品質保証を行うことで生産者自身の信頼性をアピールすることが可能となり、製品の付加価値向上を通じた生産者の所得向上につながる。しかし、コメについては、食品表示法に基づく食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)において、登録検査機関による農産物検

査の証明を受けなければ、農業者は、消費者向けの精米の包装に産地・品種・産年という最も基本的な品質表示すらできない。食品表示基準上、公的検査によらなければ、食品表示すら許されないのは、全ての食品のなかでもコメのみである。

また、米穀を対象とする収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）、及び、飼料用米・米粉用米を対象とする水田活用の直接支払交付金は、農業者にとって、農業収入の大きな割合を占める死活的な補助金制度である。「経営所得安定対策等実施要綱（農林水産事務次官依命通知 平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号）」は、これら補助金について、農産物検査を交付申請要件としており、コメ生産者にとって農産物検査の受検が事実上強制されている状況にある。

これらを踏まえて、以下の措置を行うべきである。

<実施事項>

農業者に農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能にするため、下記の事項について、卸取引を含む取引につき、農産物検査によるものに加えて、その他の品質確認による場合も可能とする。

a ナラシ交付金、水田活用交付金等、数量品質の確認が必要な補助金

農産物検査に代わる手法により助成対象数量を確認することにより支援対象とする。

b 産地、品種、産年などの食品表示

食品表示基準上、検査米、未検査米双方を対象に表示義務のある産地に加え、品種、産年、生産者、検査・品質確認を行った者などの一定の事実情報の任意表示を可能とする（例：品質確認 JA〇〇（登録検査機関名）、品質確認 〇〇ライス（農業者名））。農産物検査済みのものについては、「農産物検査証明による」旨の表示ができるようにするとともに、農産物検査を受検しない場合についてその旨の表示を義務付けることはしない。

また、根拠が不確かな表示がなされた米が流通することを排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、検査や取引に関する記録の保存方法など必要な措置は食品表示基準等やその運用で担保する。

以上のことを、消費者委員会の意見も踏まえ、結論を得る。